第73号（第93条関係）

第　　号

猟銃等保管業務廃止等命令書

年　　月　　日

殿

公安委員会　　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の８第３項の規定により、以下のとおり猟銃等の保管の業務を廃止／停止することを命ずる。

保管業者	名　　称	
	所　在　地	
命令の内容		
業務の廃止又は停止を命ずる理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　不用の文字は、横線で消すこと。